

令和 6 年 5 月

お客さま 各位

豊橋信用金庫

キャッシュカードによる 1 日あたりの出金限度額の引下げのお知らせ

平素は、当金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

近時、お客さまのキャッシュカードと暗証番号を渡して ATM から現金を引出されるなどの特殊詐欺被害が急増しております。

当金庫では、お客さまの被害を防止するための対策として、下記のとおり、キャッシュカードによる 1 日あたりの出金限度額の引下げを実施させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対応内容

次のお客さまの口座は、キャッシュカードによる 1 日あたりの現金引出し限度額を 10 万円とさせていただきます。

2. 対象となる口座

70 歳以上のお客さまの口座のうち、過去 1 年間、ATM でのキャッシュカードによる現金のお引出しをされていない口座

3. 取扱開始日

令和 6 年 6 月 10 日 (月)

4. 上記のお客さまでキャッシュカードによる出金限度額の引上げを希望される場合

営業時間内に当金庫の窓口へお申し出ください。本人確認および所定の手続きをいただいたうえで、現金引出し限度額の引上げをさせていただきます。

※ なお、令和 2 年 10 月 1 日より、65 歳以上のお客さまに対しまして、1 日あたりの出金限度額を 50 万円 (ただし、過去 1 年間 ATM での 1 日あたりの出金額が 20 万円以下の場合には ATM での 1 日あたりの出金限度額を 20 万円) とさせていただいておりますが、引き続きこの制限を適用させていただきます。

以 上